

台東区成年後見制度利用支援事業要綱

16 台保福発第 2 8 4 号
平成 16 年 4 月 1 日
20 台保福第 4 5 9 号
平成 20 年 10 月 1 日
26 台福福第 4 1 6 号
平成 27 年 9 月 1 日
2 8 台福福第 9 9 8 号
平成 2 9 年 3 月 1 日
2 9 台福福第 2 4 2 - 2 号
平成 2 9 年 6 月 1 日
3 0 台福福第 1 3 8 号
平成 3 0 年 4 月 1 日

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、成年後見制度の利用に要する費用を負担することが困難である者に対し、台東区が行う助成について定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 助成の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）第 3 2 条、知的障害者福祉法（昭和 3 5 年法律第 3 7 号）第 2 8 条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 5 1 条の 1 1 の 2 の規定に基づき、東京都台東区長（以下「区長」という。）が成年後見等開始審判申立を行う者のうち、生活保護を受けている者若しくはこれに準ずる程度に困窮している者又は当該開始審判申立に要する費用等を負担することが困難であると区長が認める者
 - (2) 民法第 7 条、第 1 1 条、第 1 3 条第 2 項、第 1 5 条第 1 項、第 1 7 条第 1 項、第 8 7 6 条の 4 第 1 項若しくは第 8 7 6 条の 9 第 1 項に規定する審判申立を行う者又は当該審判申立によって被成年後見人、被保佐人若しくは被補助人（以下、これらを「被後見人等」という。）となった者であって、被申立人又は被後見人等が台東区内に住所を有する者（区長が老人福祉法第 5 条の 4 の規定による措置を実施した者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 1 9 条の規定による介護給付の支給を決定した者及び介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 3 条に規定する住所地特例対象被保険者又は特定継続入所被保険者のうち台東区が保険者であるものを含む。）
- 2 前項の規定にかかわらず、区長は、家事事件手続法（平成 2 3 年法律第 5 2 号）別表第 1 の 1 3 の項に規定する報酬の付与に係る審判（以下「報酬付与審判」という。）後、第 5 条に規定する報酬助成の申請を行う前に被後見人等が死亡した場合又は報酬付与審判が被後見人等の死亡後に行われた場合は、報酬付与審判により報酬を付与するとされた成年後見人、保佐人又は補助人（以下「後見人等」という。）に対して、報酬を助成する。この場合において、当該報酬付与審判に係る被後見人等は、死亡時において前項に該当する者でなければならない。

(対象費用)

第3条 助成対象費用は、次に掲げるものとする。

(1) 審判申立に要する費用

ア 申立手数料

イ 登記手数料

ウ 裁判所に納める費用のうち郵便物の料金に充てる費用

エ 鑑定料

(2) 後見人等に対する報酬

(助成金額の上限)

第4条 助成金額は、前条第1号アからウまでについては実費相当額の範囲内で区長が必要と認める額を、エについては100,000円を上限とする。

2 前条第2号に定める報酬額は、裁判所が決定する報酬の額とする。ただし、月額20,000円を上限とし、家庭裁判所により市民後見人が後見人等として選任されている者については月額10,000円を上限とする。

(助成の申請)

第5条 助成を受けようとする者は、台東区成年後見制度利用支援事業実施細目(平成16年4月1日16台保福発第284号)に定める申請書及び添付書類を区長に提出しなければならない。この場合において、後見人等は、当該被後見人等を代理して報酬助成の申請を行うことができるものとする。

2 第3条第2号の規定による報酬助成の申請は、家庭裁判所の報酬付与の審判決定の日から3か月以内に行わなければならない。ただし、特段の事情があると区長が認める場合は、この限りでない。

(助成の決定)

第6条 区長は、助成を受けようとする者の資産の状況を調査して、助成額を決定するものとする。

(後見人等の報告義務)

第7条 第3条第2号の規定による報酬助成を受けている者の後見人等は、本人の資産状況及び生活状況に変化があった場合には、速やかに区長に報告しなければならない。

(助成の中止・変更)

第8条 区長は、本人の資産状況若しくは生活状況の変化又は死亡等により助成の理由が消滅したと認めるとき、若しくは著しく変化したときは、助成を中止し、又は助成の金額を増減する。

(譲渡又は担保の禁止)

第9条 助成を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第10条 助成を受けた者が、偽りその他不正の行為により助成を受けたときは、当該助成を受けた額の全部又は一部を返還しなければならない。

2 助成を受けた者が、裁判所から未使用郵券の返還を受けたとき又は本人求償が認められた場合等は、返還された未使用郵券に相当する金額又は本人求償額等について返還しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項及び様式等は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。